

JFS-C 規格（セクターE及びL）Version 2.3 改定に伴う変更点の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 本改定の目的

本改定の目的は、GFSI ベンチマーク要求事項（以下「BR」） Ver. 7.2 と JFS-C 規格（セクターE 及び L）との整合性を確保することです。

食品の加工：セクターE については、GFSI BR Version 7.2 の変更点と整合するよう要求事項を変更し、Ver.2.3 に改定しました。サブセクターEI、EII、EIII 及び EIV の要求事項は、従来通り同一です。

化学製品の製造：セクターL については、GFSI BR Ver.7.2 の要求事項に変更がないことから、セクターL も Ver.2.2 から要求事項の変更はありません。ただし、GFSI BR Ver.7.2 に対応していることを明確にするため、序文を修正し、Ver.2.3 に改定しました。

3. JFS-C 規格（セクターE）の変更点の概要

（1）HACCP 手順 12

GFSI BR Ver.7.2 に、「HACCP システムには、組織の認証範囲に必要なかつ適用される文書化された標準作業手順（Standard Operating Practices : SOP）及び作業指示書（Work Instructions : WI）を含めることを要求しなければならない。」（The standard shall require that the HACCP or HACCP-based system shall include documented Standard Operating Practices (SOP's) and Work Instructions (WI's) as required and applicable to the organization's Scope of Certification.）との要求事項が追加されたことから、JFS-C 規格の HACCP 手順 12 に文書化の要求事項を追加しました。

（2）FSM 1

GFSI BR Ver.7.2 の食品安全マネジメントシステムの一般原則から、小項目として要求されていた 6 項目が削除され、「規格は、組織に対し、食品安全マネジメントシステムの諸要素を文書化し、実施し、保守し、継続的に改善することを要求しなければならない。（The standard shall require that the elements of the organization's Food Safety Management System be documented, implemented, maintained and continually improved.）」の要求事項のみとなりました。これを受けて、JFS-C 規格の F S M も小項目を削除しました。

なお、JFS-C 規格は、マネジメントシステムのプロセスを通じて食品安全を包

括的に管理するものであって、この要求項目の削減によって FSM1 の解釈を変更するものではありません。

(3) FSM 21

GFSI BR Ver.7.1 の FSM19.2 で「組織は必要な測定及びモニタリングの装置を特定しなければならない (the organization identifies the measuring and monitoring devices required)」と定められていたものが、Ver.7.2 で「組織は食品安全を確保するために重要な測定装置のモニタリングを特定しなければならない (the organization identifies the required monitoring of measuring devices critical to ensure food safety)」に変更されました。

そこで、JFS-C 規格の FSM21 を、FSM19.2 の変更と合わせて改定しました。

(4) FSM25

GFSI BR Ver.7.2 の FSM24 において、「ISO17025 またはそれと同等の管理下で検査を実施する (analyses are performed to ISO 17025 or equivalent standards)」という要求事項がなくなり、「力量のある分析機関で検査を実施する (analysis be performed by a competent laboratory)」という要求事項に変更されました。したがって、JFS-C 規格の FSM25 もそれに合わせて改定しました。

(5) FSM29

GFSI BR Ver.7.2 の FSM27 では、アレルゲンの管理について、「製造国の法令 (regulations in the country of manufacture)」の遵守が削除され、「想定される出荷先の国の法令 (regulations in the country of destination)」のみを遵守すれば足りることとなりました。したがって、JFS-C 規格の FSM29 もそれに合わせて改定します。

(6) GMP 4

JFS-C 規格 Ver.2.3 の GMP4 は、製造・保管区域の仕様とユーティリティの管理を要求事項としていました。しかし、GFSI BR Ver.7.2 の GMP4 は、その対象範囲を、「工場建屋・施設 (入庫区域、原材料資材・製品取扱区域、準備区域、包装及び保管区域)」としてより具体的に特定していることから、これに合わせて、JFS-C 規格の GMP4 の要求事項を改定しました。なお、この改定は、GMP4 の解釈を変更するものではありません。

(7) GMP5

装置・器具の仕様に関する要求事項について、GFSI BR Ver.7.1 の GMP5 は、「装置・器具が適切に設計されていること (equipment is suitably designed)」

を要求していましたが、Ver.7.2では、「装置・器具が適切に設計及び選定されていること (equipment is suitably designed and selected)」として「選定」を追加しました。そこで、GFSI BRに合わせて、JFS-C規格のGMP5を改定しました。

(8) GMP16

従業員の食品衛生基準について、GFSI BR Ver.7.2のGMP16.4に、「従業員が業務に従事している国の法規制 (conditions impacting food safety subject to legal restrictions in the country of operation)」を遵守することが追加されました。また、GFSI BRの要求項目には「作業着 (protective clothing)」が含まれていることから、これに合わせて、JFS-C規格のGMP16の要求項目も修正しました。

(9) GMP18

容器包装資材の仕様について、GFSI BR Ver.7.1のGMP18.1は、「容器包装資材の由来が明らかであること (packaging materials are obtained with knowledge of origin)」を要求していましたが、Ver.7.2では、「容器包装資材の製造者が明らかであること (packaging materials are obtained with knowledge of manufacturer)」に変更されました。そこで、GFSI BRに合わせて、JFS-C規格のGMP18を改定しました。

以上